

令和6年2月29日招集

2月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和5年度2月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年2月29日(木) 午後2時30分から午後3時25分

2 開催場所 江南区福祉センター多目的ホール

3 出席委員 (32人)

農業委員

1番	首藤正男	5番	田中さとみ	6番	山岸信一
4番	虎澤栄三	8番	平野榮治	9番	阿部信行
7番	成田誠一	11番	高橋潤一	12番	伊藤隆
10番	佐藤英一	15番	塩原信子	18番	渡部藤四夫
13番	塩原信子	17番	大嶋喜芳	21番	間宮一
16番	本間雄一	20番	小林喜一郎	24番	吉田浩
19番	江端美春	23番	増井勝		
22番	草野伸一				

農地利用最適化推進委員

1番	本田敏明	2番	山岸洋子	3番	鈴木健二
		5番	長井範親	6番	笠原綱生
7番	帯瀬和幸	8番	田中隆市	9番	高井利明
10番	原田秀一	11番	堀内多計司	12番	武田要一郎

4 欠席委員 (4名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第61号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第62号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第63号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第64号 特定農地貸付けの承認申請に関する処分決定について

議案第65号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第66号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第67号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己
北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 嶋倉明彦
南区事務所長 滝沢秀樹 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 上田芳則 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇 農政振興係主査 井上勝雄

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和5年度2月定例総会を開会いたします。</p>
<p>14:30</p>	<p>本日、2番 田村良雄委員、3番 若林清廣委員、14番 野澤栄委員、より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p>
	<p>出席委員は24名中21名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p>
	<p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>【あいさつ】</p>
	<p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は5番 田中さとみ委員、6番 山岸信一委員 をお願いいたします。</p>
	<p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、</p>
	<p>追加議案第67号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、</p>
	<p>議案第61号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、</p>
	<p>議案第62号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、</p>
	<p>議案第63号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、</p>
	<p>議案第64号 特定農地貸付けの承認申請に関する処分決定について、</p>
	<p>一括して議題に供させていただきます。</p>
	<p>事務局より説明をお願いします。</p>

農地係長	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第67号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で2件、中央地区で5件、秋葉区で1件、南区で10件、西区で1件の計19件です。</p> <p>次に議案第61号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、南区のみで1件です。</p> <p>次に議案第62号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で2件、中央地区で8件、秋葉区で2件、南区で7件、西蒲区で1件の計20件です。</p> <p>次に議案第63号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が、中央地区で1件、西区で1件の計2件です。</p> <p>次に議案第64号 特定農地貸付けの承認申請に関する処分決定が、中央地区のみで1件です。</p> <p>この、特定農地貸付けとは、市民農園の利用者への農地の貸し付けのことであり、10a未満の農地の貸し付けで相当数の者を対象としており、貸付期間が5年を超えず、営利目的ではない農作物の栽培のための貸し付けのことを言います。</p> <p>特定農地貸付け及びそのための農地の権利取得は、農地法第3条の許可が不要となっていますが、特定農地貸付を行うには、開設者が農業委員会に申請して、承認を受ける必要があります。</p> <p>農業委員会としては、承認の申請が、優良集団農地を分断する位置ではなく妥当な規模である場合、募集と選考の方法が公平かつ適正である場合などに該当する場合は承認することとなっています。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は43件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
北区部会長	<p>北区部会長の本田でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p>

北区部会の審査案件の4件は、去る2月27日に審査を行いました。

最初に、議案第67号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。

議案書2ページをご覧ください。

「北1号」は、農地を交換するものです。

相互の希望により、所有権を移転するものです。

なお、交換する農地は新発田市にあるため、新発田市農業委員会に農地法第3条申請を行っております。

「北2号」は、農地を贈与によって持ち分を取得するものです。

譲受人が申請地を管理しているため、持分を移転するものです。

次に、議案第62号農地法第5条許可申請についてです。

議案書11ページをご覧ください。

「北1号」は、農地を売買によって取得し、個人住宅に転用するものです。

転用者は東区に住んでいますが、住宅の老朽化が進んだため、閑静で、子供が住んでいる場所に近い申請地を個人住宅にするため申請に至りました。

農地区分は第1種農地ですが、住宅等の居住者の生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるため許可できるものです。

申請地は、土地改良区除外地であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。

「北2号」は、農地を売買によって取得し、個人住宅に転用するものです。

転用者はアパートに住んでいますが、手狭になり、職場に近い申請地を個人住宅にするため申請に至りました。

農地区分は第1種農地ですが、住宅等の居住者の生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるため許可できるものです。

申請地は、土地改良区除外地であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。

以上、農地法第3条許可申請2件、第5条許可申請2件についていずれも問題ないと判断しました。

北区部会の報告は以上です。

議 長（会長）	<p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p>
中央地区部会長	<p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の15件は、去る2月27日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第67号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書3ページから4ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」、「中3号」、「中4号」は、いずれも、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>「中2号」は、同一経営体内での贈与による所有権移転です。</p> <p>「中5号」は、農業者年金の受給のため、後継者に使用貸借権を設定するものです。</p> <p>続きまして、議案第62号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>12ページ、13ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、使用貸借権を設定し、個人住宅敷地に転用するものです。</p> <p>農地区分は第3種農地です。</p> <p>「中2号」、「中4号」、「中6号」、「中7号」、は、売買により、個人住宅敷地に転用するものです。</p> <p>農地区分は第3種農地です。</p> <p>「中3号」は、第2種農地で、売買により、個人住宅敷地に転用するものです。</p> <p>「中5号」は、贈与により、個人住宅敷地に転用するものです。</p> <p>農地区分は第3種農地です。</p> <p>「中8号」は、売買により、個人住宅及びカーポート敷地に転用するものです。</p> <p>農地区分は第3種農地です。</p> <p>いずれも、現在の住家が手狭になったため申請にいたしました。</p> <p>また、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>続きまして、議案第63号事業計画変更承認申請に関する処分決定についてです。</p> <p>18ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、当初計画者が令和3年9月に転用許可を受けまし</p>

	<p>たが、都合により事業実施できませんでした。この度承継者が個人住宅を建築することとなり申請にいたりました。</p> <p>続きまして、議案第64号特定農地貸付けの承認申請に関する処分決定についてです。</p> <p>20ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、申請者が所有する農地を市民農園として、近隣住民に貸し付けるため、申請となりました。</p> <p>設置場所は、集団優良農地を分断するものではなく、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと、利用者の募集及び選考が公平かつ適正であることなどから、特定農地貸付法で規定する承認要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請5件、第5条許可申請8件、事業計画変更承認申請1件、特定農地貸付けの承認申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は以上です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p>
<p>秋葉区部会長</p>	<p>秋葉区部会長の長井でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の3件を、27日に審査いたしました。</p> <p>議案第67号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は隣接地権者に対する小規模農地の売買です。</p> <p>続いて議案第62号農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>議案書14ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は集落内の3種農地に個人住宅を建設する目的、</p> <p>「秋2号」は集落内の3種農地に露天駐車場を設置する目的で申請したものです。</p> <p>以上3件、いずれも区部会は問題ないと判断しました。</p> <p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p>

<p>南区部会長</p>	<p>南区部会長の帯瀬でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は18件で、去る2月27日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第67号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書の6ページから8ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」と「南2号」は、それぞれの譲受人が農地を集積するため、農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南3号」から「南6号」は、譲受人が経営規模の拡大を図るため、農地を売買及び贈与により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南7号」は、新たに営農を始める譲受人が贈与により農地の所有権を取得するものです。譲受人は取得した農地で贈答用及び自家消費用の野菜を栽培するとのことです。栽培の知識も技術もあり継続して耕作することを調査委員会で確認しております。</p> <p>次の「南8号」は、経営移譲年金を受給するための親子間の使用貸借権の設定です。</p> <p>次の「南9号」は、譲受人が経営規模の拡大を図るため、農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南10号」は、譲受人が自宅となりの畑を利用し、自家消費用の野菜を栽培するため、農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次に、議案第61号 農地法第4条許可申請についてです。</p> <p>議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、現在の農舎が手狭になり隣地へ増築するため申請しました。申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>次に、議案第62号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書の15ページ16ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」と「南2号」は、農地に使用貸借権を設定及び売買により所有権を移転し、露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、隣地で紙類の販売業を営んでいますが、事業の拡大に伴い従業員の駐車場が必要となり申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>次の「南3号」は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷</p>
--------------	---

<p>議長（会長）</p> <p>西区部会長</p>	<p>地に転用するものです。</p> <p>転用者は、アパートに居住していますが、戸建住宅を建築するため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>次の「南4号」と「南5号」は、農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地及び公衆用道路敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、アパートに居住していますが、戸建住宅を建築するため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第3種農地に分類され許可相当と判断されます。</p> <p>次の「南6号」は、農地を売買により所有権を移転し、農業用施設建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、事業の拡大に伴い新たなキノコ培養施設を建築するため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>次の「南7号」は、農地を売買により所有権を移転し、露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、近くの霊園を管理していますが、墓参者の駐車場が不足しているため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第3種農地に分類され許可相当と判断されます。</p> <p>なお、4条許可申請1件、5条許可申請7件は周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請10件、農地法第4条許可申請1件、農地法第5条許可申請7件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>2月27日に開催した西区部会での審査報告をいたします。</p> <p>議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>議案第67号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について</p>
----------------------------	--

	<p>です。</p> <p>「西 1 号」は、農地を売買によって取得するものです。</p> <p>譲渡人の要望や譲受人の規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>以上、農地法第 3 条許可申請 1 件については、問題ないと判断しました。</p> <p>議案書の 19 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 63 号 事業計画変更承認申請に関する処分決定についてです。</p> <p>「西 1 号」は、令和 5 年 9 月総会にて、本市発注の水道工事における露天資材置場敷地として一時転用の許可がされたものです。</p> <p>その後、追加工事により、令和 6 年 2 月末までだった一時転用期間を、同年 3 月末まで延長するものです。</p> <p>以上、事業計画変更承認申請 1 件については、問題ないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p>
<p>西蒲区部会長</p>	<p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の 1 件は、去る 2 月 27 日に審査を行いました。</p> <p>議案書 17 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 62 号 農地法第 5 条許可申請についてです。</p> <p>「蒲 1 号」は、売買により、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、現在住んでいる実家が手狭になったため、申請に至りました。</p> <p>農地区分は、第 1 種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>排水計画も整い、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>以上、問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の</p>

<p>議 長（会長）</p>	<p>報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p> <p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書 2 ページ、追加議案第 6 7 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書 1 0 ページ、議案第 6 1 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3, 0 0 0 ㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 1 1 ページ、議案第 6 2 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3, 0 0 0 ㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 1 8 ページ、議案第 6 3 号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>

<p>議 長（会長）</p>	<p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案書20ページ、議案第64号 特定農地貸付けの承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊1の議案第65号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、</p> <p>別冊2の議案第66号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、</p> <p>一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。議案第65号・66号について、一括して説明します。すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>最初に、追加資料について説明します。資料別冊2について、最終ページの添付が漏れておりました。本日机上に配布させていただきましたので、併せてご覧ください。</p> <p>それでは、議案第65号について、お手元の資料別冊1をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。差し替え資料の表紙をめくっていただいて、1ページ、令和6年2月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区48件、中央地区32件、秋葉区12件、南区20件、西区10件、西蒲区33件、合計で件数155件、面積792,715㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の売買について、北区8件、中央地区8件、秋葉区1件、南区5件、西区3件、西蒲区9件、合計で件数34件、面積154,648㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の交換について、西蒲区2件、面積4,002</p>

	<p>m²です。</p> <p>続いて2ページ、利用権の更新について、北区9件、中央地区24件、秋葉区29件、南区32件、西区25件、西蒲区1件、合計で件数120件、面積724, 170m²です。</p> <p>詳細につきましては、一枚めくっていただいて、議案書の4ページ以降となります。</p> <p>新規・更新の利用権設定、所有権移転については、4ページから72ページのとおりです。</p> <p>次に、利用権の移転については73ページから77ページのとおりです。</p> <p>続いて、農地中間管理事業関係についてです。78ページ、令和6年2月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区38件、中央地区146件、秋葉区102件、南区166件、西区52件、西蒲区62件、合計で件数566件、面積3, 618, 349m²です。</p> <p>詳細につきましては2枚めくっていただいて、82ページから197ページのとおりです。</p> <p>以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。</p> <p>また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、198ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。</p> <p>市の公告については、令和6年3月14日からとなります。</p> <p>引き続き、議案第66号について、お手元の資料別冊2と本日配布した資料をご覧ください。</p> <p>資料の表紙をめくっていただきまして1ページから25ページのとおり、北区17件、中央地区19件、秋葉区2件、南区26件、西区21件、西蒲区22件について移転の申出がありました。</p> <p>市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を</p>
--	--

<p>議 長（会長）</p>	<p>聴くことが適当であるとされているため、市から2月9日付で意見聴取の依頼を受けているところであります。</p> <p>従いまして、26ページとおり、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することお諮りするものです。</p> <p>なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和6年4月30日からとなります。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>別冊1の議案第65号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>それでは、別冊1の議案第65号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>次に、別冊2の議案第66号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p>

<p>高橋農政振興部会長</p>	<p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>次に、日程4のその他ですが、1月31日に農政振興部会を開催しておりますので、高橋農政振興部会長から協議内容の報告をお願いします。</p> <p>農政振興部会報告をいたします。</p> <p>去る1月31日、定例総会終了後に、江南区役所201会議室において、令和5年度第2回農政振興部会を開催いたしましたので報告します。</p> <p>当日の出席委員は9名、そのほか部会外委員4名、事務局9名の出席でした。</p> <p>協議事項は3点、はじめに、令和5年 農地実勢賃借料情報について、事務局から説明がありました。</p> <p>お手元に配布した資料1のとおり、田と畑についてのそれぞれ実勢賃借料を集計し、田については中間管理機構経由の契約に限り、区事務所単位で集計、畑については件数が少ないため、基盤強化法による相対契約及び中間管理機構経由の契約について、全市で集計をした結果、記載のとおり状況となっております。</p> <p>内容につきまして、事前に各地区部会で報告・協議済みであり、田についてはこれまでどおり区事務所単位で情報提供を行うとの説明を踏まえ、事務局案について承認しました。</p> <p>次に、令和6年度農作業賃金等の参考額について、事務局から説明がありました。</p> <p>農業委員会の統合に合わせ、区事務所単位で、委員のみなさまから実態を調査していただき、それを基に検討のうえ参考額を決定することとしておりました。</p> <p>調査の結果等を取りまとめた内容が、お手元に配布した資料2のとおり、内容については事前に各地区部会で報告・協議済みとの説明が事務局からありました。</p> <p>農作業賃金については、新潟県の最低賃金の改定を踏まえ、それを下回らない金額の日給・時給となるように配慮することを確認しました。</p> <p>また、作業料金については、これまで各区ともにあまり金額の変更が行われていなかった経緯がありましたが、令和3年まではあまり金額の変更がなかった経緯がありましたが、令和4年に入って物価高騰などに伴う生産コストの増加の影響もあり、令和5年度情報提</p>
------------------	---

供分は引き続き増額傾向となっていたこと、区によっては農協が主体となって作業料金等を決定していた経緯があることから、今回もそれを踏まえて地域で決定することなどを確認したうえで、事務局案について承認しました。

実勢賃借料及び農作業賃金・作業料金に関する情報提供については、各区事務所分を関係機関も含めて窓口で紙面で設置し、加えて、全ての区の内容を市のホームページ上で確認できるようにすること、また、昨年度の要望を踏まえて、2月中頃に配布される、米の需給調整の営農計画書と併せて、各区事務所ごとにチラシを配布するなどして対応する説明が事務局からあり、その内容について承認しました。

続いて、報告事項、令和5年度遊休農地の状況について、と併せて、非農地判断の取り扱いについて、事務局から説明がありました。

遊休農地対策については、区事務所ごとに若干の違いはありますが、6月から農地パトロールをしていただき、検討会などを開催しながら8月初旬に適正管理を促す文書を送付し、その後の経過を確認しながら発生防止と解消を図ってまいりました。

お手元に配布した資料3に記載の内容は、利用意向調査を行ったうえで国へ報告する遊休農地の状況となっております。

一番右下をご覧くださいと、年度当初と比較して筆数・面積ともに減少といった結果となり、全市的に遊休農地の発生は一定程度抑えられていると考えられます。

今後、所有者が死亡後に相続が行われず所有者不明農地になったり、相続した方が近隣に居住しておらず不在地主となったり、正式な相続放棄が行われるなどして本当に権利者がいなくなったりと、指導や利用意向調査を行うことができない農地が増えてくるのが予想されますが、令和6年4月1日から相続登記が義務化されるため、それがどの程度効果を発揮するか様子をうかがいつつ、先行して制度が開始されている相続土地国庫帰属制度なども踏まえ、実情に合った対応ができるよう国に働きかけていく必要があることを確認しました。

そういった現状を踏まえて、非農地判断の取り扱いについて、ここに至るまでの経過を含めて事務局から説明がありましたが、農政振興部会員でない委員の皆様にも内容をご理解いただきたく、この場で改めて事務局から内容を説明していただ

<p>農政振興係長</p>	<p>くこととさせていただきます。</p> <p>以上で、農政振興部会の報告を終わります。</p> <p>農政振興係の和田です。非農地判断の取り扱いについて説明します。</p> <p>資料の説明の前に、これまでの経緯について簡単にお話しします。</p> <p>非農地判断については、以前から制度としてはありましたが、事務局としては令和3年に入ってから、荒廃農地と遊休農地の区分が統合されるのに合わせて、徹底するよう通知が発出された後から、適切な実施を求められるようになったと認識しております。</p> <p>令和3年度は区分変更による対応がきちんと示されず、令和4年には当農業委員会が統合したこともあり、なかなか具体的な対応方法を整理することができていませんでした。</p> <p>しかし、先ほど農政振興部会長が触れましたように、令和5年度に入り、相続土地国庫帰属制度が開始され、その第一弾と思われる案件で、周囲を住宅で囲まれたうえ、宅地と隣接・一体で利用されていたと思われる農地が遡上に上がり、法務局・北陸農政局で現地確認した結果、非農地相当ではないか？といった投げかけがありました。</p> <p>事務局で現地を確認した限りでは、一辺が農地として利用されている農地と接しているものの、所有者も異なり、高低差があり、土留めもされていて、農地としての広がりがないことから、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれ、非農地と判断することが妥当と考えました。</p> <p>令和6年4月からの相続登記義務化により、今後さらに相続土地国庫帰属制度の活用が進み、それにより非農地相当との連絡も増加すると考えられますので、当農業委員会として一定の判断基準・対応手順を整理し、適切な対応を図っていきたいと考え、資料を作成しました。</p> <p>資料を順に説明いたします。1、非農地判断を行う根拠としては、令和3年4月1日付の通知としていますが、農地法の運用として示されている資料にも同じ内容が記載されております。</p> <p>(1) 判断基準について、農地利用状況調査の結果、「再生利用が困難な農地」に該当するか否かが判断基準となり、該当する場合には農地法の運用では直ちに、この通知では調査した年に、非農地判</p>
---------------	---

断を行うこととされています。

「再生利用が困難な農地」とは、① 土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること、② 周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれること、のいずれかに当てはまる場合とされています。

(2) 判断の具体的な方法について、農地利用最適化推進委員及び農業委員が3人以上で利用状況調査を実施し、その結果に基づき、再生利用が困難な農地と判断し、

判断した場合には、地目変更登記の有無にかかわらず、当該調査後直ちに、非農地として農地台帳から除外することとされています。

先にお伝えしますと、総会での議決、その前段での区部会等における検討は、制度上必要とされていません。あくまでも委員3人以上で現地を確認することで非農地判断は可能です。

(3) 非農地判断後の地目変更登記については、土地所有者が行いますが、制度上は市が代わって手続きを行うことは可能であり、望ましいとされています。

次のページ、非農地判断についての基本方針について、3点に分けて整理しました。

非農地判断を行う条件として、(1)、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に、非農地判断の対象とする。

ただし、以下については対象外とする、ということで、必ずしも当該農地の現況のみで判断しないこととします。

対象外とする農地については、① 集団的なまとまりのある農地の中に存在する農地、想定としては【農振農用地】、② 農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されている農地、想定としては【土地改良区のエリア内】。

つまり、端的に言うと農地としての利用が見込まれる・必要とされる広がりがあるような場所の、一部分だけを非農地にはしない、ということです。

この考え方は、荒廃農地の具体的な考え方に準じるもので、農地として利用されている周辺への影響を考慮する必要があるためです。

また、これにより、意図的な非農地ねらいを防ぐことも想定して

います。

既に非農地に相当する農地がある農振農用地・土地改良区域内の農地があるという場合には、非農地判断ではなく利用意向調査を行い、適正な管理を促す、解消されなければ中間管理機構との協議勧告及び課税強化という別の手続きを行うこととなります。

(2) 非農地判断の具体的な流れは下記のとおりとし、各区事務所単位で対応するという事で、定例的には、通常の農地パトロールの流れの中で、7月頃開催の検討会で非農地判断について検討し、文書指導と併せて所有者に事前通知、その後に反応がなければ非農地判断の実施を確定し、関係者に通知するとともに、農地台帳の修正を行う流れとしています。

制度上、総会での議決を要さないことから、区部会単位での判断・その後の処理を行う流れとしました。

また、委員3人以上で判断可能となっておりますが、委員・事務局で現地を確認後、各区事務所単位の検討会で、写真等を用いてみんなで確認・目合わせを行ったうえで決定する流れとしました。

基本的には全国農業会議所が作成した「非農地判断マニュアル」に沿った流れとしています。

本来、所有者に対する事前通知は必要とされていません。この点は手戻りを避けるため、事例を参考に事前に通知する形とします。

また、業務に関係があると考えられることから、区の産業振興課と土地改良区にも通知します。

なお、(3) 職権による地目変更登記は行わず、所有者及び関係機関への通知にとどめる、ということで、望ましいとされているものの、諸々を加味して職権による登記は行わないこととします。

そのため、所有者に対しては通知の際に地目変更登記を行うよう要請する一文を含めることとします。

説明が長くなりましたが、非農地判断とそれに関連する遊休農地の取り扱いを整理したとしても、根本的に遊休化・荒廃化している農地の解消につながるわけではないことは事務局としても承知しているところです。

そのため、積極的に非農地判断を行う、という方向性を示したわけではなく、あくまでも非農地判断を行う場合の条件や方法を整理した、というものですので、今後そういった農地の発生が見られた場合には、各区事務所に報告いただいたうえで、必要に応じて手続きを進めていただくようお願いいたします。

<p>議長（会長）</p>	<p>説明は以上です。</p> <p>ただいま、農政振興部会長及び農政振興係長より報告がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（発言なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほか、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>（発言なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>（なし）</p>
<p>議長（会長） 15:25</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和5年度2月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
